

環境大臣指示について

平成27年2月24日（火）

- 2050年の温室効果ガス排出80%削減など、温暖化対策については、長期にわたり、すべての主体が、あらゆる部門で持続的に対策に取り組んでいく必要があります。
- 特に、電力部門の排出量は、現在、我が国全体の約4割を占める最大の排出源ですが、CO₂排出の多い石炭火力発電所の立地計画が相次いでいることに懸念を持っています。
- 国の削減目標を確実に達成できるよう、電力業界に対し、温暖化対策の枠組みの構築を促し、国の目標達成の計画に位置づけることが、一昨年4月の関係大臣会合において決まっていますが、未だ枠組みは構築されていません。このため、既存の発電所も含めて、国の目標と整合する枠組みとなるように、環境省としても、環境政策としての枠組みのあり方を積極的に検討するよう、事務方に指示したところです。
- また、産業・運輸・業務・家庭などの需要側でも、地域の活性化、暮らしの質の向上、コストの削減などに結びつけつつ、
 - 再生可能エネルギー等の自立・分散電源による地方創生
 - 先導的な技術を活用した削減対策の促進
 - 二国間クレジットなど海外での削減対策の促進等の施策の強化を検討するよう、事務方に指示したところです。
- 中長期の温室効果ガス排出大幅削減に、引き続き全力で取り組んでまいります。

電気事業分野の地球温暖化対策について

平成 27 年 6 月 12 日（金）

- 温室効果ガスの削減目標とエネルギーミックスを確実に達成するためには、一昨年 4 月の関係大臣会合で決まっているように、電力業界の実効ある地球温暖化対策の枠組が構築される必要があります。
- まず、「西沖の山発電所（仮称）」の計画段階環境配慮書について、現時点において枠組は構築されていないことなどから、現段階において是認しがたいとの環境大臣意見を、本日付けで提出します。今般、削減目標の政府原案やエネルギーミックスの原案がまとまりましたが、電力業界の枠組は未だ構築されておらず、このまま石炭火力発電所の立地が進めば、国の削減目標等の達成があやぶまれるためです。
- また、こうした枠組の早期構築に向けて、環境省としても検討するよう 2 月に事務方に指示し、これまで有識者から意見を伺う等の検討を行ってきました。

有識者のご意見を踏まえると、電力システム改革による適正な競争を通じた電源の低炭素化や高効率化が進むよう、この枠組は、

 - ① 業界としての具体的目標が定められ、国の削減目標達成を確実なものとする
 - ② 全ての対象事業者が公平に参加し、フリーライダーを出さない
 - ③ 2030 年度に向けて着実に CO2 削減が進む進捗管理がされるといったポイントを満たす必要があると理解しています。
- 電力業界に対しては、こうしたポイントを満たす実効的な枠組をできるだけ早く構築するよう期待します。
- また、事務方にも、
 - ・ 電力業界に、枠組がこうしたポイントを満たすよう求めること
 - ・ 枠組が確実に構築され機能するための対応・政策を検討することをさらに指示したところ です。

<参考>「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成25年4月25日環境省・経済産業省）抄

平成25年4月26日「燃料調達コスト引下げ関係閣僚会合（内閣官房長官・外務大臣・経済産業大臣・環境大臣）」にて取りまとめられた「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン」の中に盛り込まれた。

3. 電気事業分野における実効性ある地球温暖化対策のあり方

(1) 国としては、COP19 までに、25%削減目標をゼロベースで見直す。その実現のための地球温暖化対策計画を策定する。今次入札電源によるCO₂排出量の純増分は、目標検討時に所与のものとはしない。

(2) エネルギー政策の検討を踏まえた国の地球温暖化対策の計画・目標の策定と併せて、特に電気事業分野については、環境アセスメントのCO₂の扱いの明確化の観点も踏まえ、上記目標と整合的な形で電力業界全体の実効性のある取組が確保されることが必要であり、以下を内容とする電力業界全体の枠組の構築を促す。

- ① 国の計画と整合的な目標（排出係数を想定）が定められていること
- ② 対策を実効あらしめるため、新電力を含む主要事業者が参加すること（環境アセスメント対象となる新增設石炭火力から電力調達を予定する電気事業者は確実に参加することを想定）
- ③ 枠組全体の目標達成に向けた責任主体が明確なこと（従前と同様に、需要家に電力を販売する小売段階に着目することを想定。この場合、小売段階が調達する電力を通じて発電段階等での低炭素化が確保される）
- ④ 目標達成について参加事業者が全体として明確にコミットしていること（目標達成の手段として、二国間オフセット・クレジットや CDM の取得など我が国の優れた発電技術等の国際展開による排出削減等の取組も可能）
- ⑤ 新規参入者等に対しても開かれており、かつ事業者の予見可能性の高い枠組とすること（参加手続を含め、競争制限的・参入抑制的・不公平な枠組としない）

(3) 京都議定書目標達成計画における電気事業分野での自主的な取組に係る記載も踏まえつつ、新たな国の地球温暖化対策計画において、電気事業分野における上記取組の必要性と、それに沿った自主的枠組みが構築されればそれを位置付け、国においても取組等のPDCAを回していく。